

## ボン補足協定の概要（沖縄県作成）

### 1 ボン補足協定の概要

ボン補足協定は、NATO軍地位協定を補足する協定として1959年に当時の西ドイツと駐留NATO諸国との間に締結された多国間協定である。締結後、1971年、1981年及び1993年に改定が行われており、特に1993年の改定は大規模なものであった。

ボン補足協定においては、駐留軍に対するドイツ国内法の適用が明記されるとともに訓練や演習に対するドイツ側の許可、承認、同意権限や基地内への立入権限等が明記されている。

### 2 ポイントとなる条文の要旨

**第28条第0項** ドイツの警察は、軍隊又は軍属機関の排他的利用に供される施設区域内で、連邦共和国の公共の秩序および安全が危険にさらされ又は侵害される限りにおいてその任務を遂行する権限を有する。

（注：沖縄県）

ラムシュタイン空軍基地が所在する自治体の首長によると、基地内にはドイツの警察官が2名常駐しているとのことである。

**第45条第1項** 軍隊は、施設・区域内で訓練が実施できない場合には、連邦国防大臣の同意に従うことを条件に施設・区域外で演習・訓練を行う権利を有する。

**第2項** 第1項の演習・訓練の実施に関しては、ドイツ法令の関連規定、特に連邦徴発法の現行規定を適用する。

**第46条第1項** 軍隊は、権限あるドイツ当局の承認を条件に、防衛任務に必要な範囲内で空域での演習・訓練を行う権利を有する。

**第2項** 第1項の演習・訓練の実施に関しては、ドイツの空域への進入及び使用に関するドイツの法規等が適用される。

**第53条第1項** 軍隊または軍属機関による、施設・区域の使用についてはドイツの法令が適用される。

**第2②項** 演習・訓練の目的でドイツ国内に移動する部隊による野外演習区域等の使用は、権限あるドイツ当局に事前通知し、その許可を得るも

のとする。

**署名議定書（第53条について）** 軍隊の当局は、ドイツの連邦、州及び地方自治体の各段階でそれぞれ権限ある当局に対し、ドイツのそれらの当局が公務を遂行できるように、ドイツの利益を保護するために必要なあらゆる適切な援助（事前通告後の施設区域への立入りを含む。）を与える。緊急の場合及び危険が差し迫っている場合には、軍隊の当局は、ドイツの当局が事前通告なしに直ちに立ち入ることができるようにする。

（注：沖縄県）

ラムシュタイン空軍基地が所在する自治体の首長によると、基地周辺自治体に対しては基地内への立入証が交付されており、正当な理由があれば立入が可能になっているとのことである。